

本仕様書は、中野区教育委員会（以下「甲」という。）が実施する「不登校児童生徒学習・居場所支援事業」（以下「本事業」という。）の委託に関し、必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

1 件名

不登校児童生徒学習・居場所支援事業委託

2 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 履行場所

中野区指定箇所

なお、主な実施場所は、中野区立教育センター内の教育支援室（東京都中野区中央1-41-2 みらいステップなかの3階／別添1参照）とする。

4 目的

教育支援室（不登校児童生徒のための、学校に代わる居場所）の運営を民間事業者に委託し、学習支援に加え、児童生徒の興味関心に応じた体験活動や校外学習を行うとともに、居場所機能を充実させることで、不登校児童生徒の自立に向けた支援を強化する。また、不登校児童生徒の保護者を対象とした相談支援体制の整備を図る。

5 委託概要（総則）

（1）本事業では主として、不登校児童生徒の学習支援、居場所支援の業務を委託することとし、また、その付随業務（体験活動及び進路指導）についてもあわせて委託する。

主要な下記2種の事業は、同時間帯に実施し、前項の目的に資することとする。

（ア）学習支援事業：児童生徒の興味関心に応じた学習環境の提供

（イ）居場所支援事業：体験活動等を通じた他者とのかかわりの創出

（2）対象者

中野区内在住または中野区立学校在籍で不登校もしくは学校に行きづらい傾向が見られる小学生及び中学生（以下、支援対象者という。）とし、通室時に一斉に指導する際の最大人数は一日あたり40名（小学生：20名、中学生：20名）程度を想定する。

※令和8年6月末時点、本事業の正式入室者数（体験を除く）82名（小学生：54名、中学生：28名）

(3) 業務期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(12月29日～翌年1月3日は除く)

(4) 業務日時

原則、月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び学校休止日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、当該年度の学校休止日に関しては、後日、乙から甲に情報提供する。

なお、支援対象者の来室時間は、午前9時から午後4時までとし、それ以外の時間に準備及び終了業務を実施すること。

(5) 事業周知及び支援対象者への入室前の対応

ア 不登校児童生徒学習・居場所支援事業の周知

乙は、本事業を保護者や支援対象者へ周知するためのチラシを1種類以上作成し、甲の承諾を得てから、令和9年4月中旬を目途として甲へデータ(形式はExcel、Word、PDFのいずれかとする)で提出する。また、校外活動や体験的活動、進路学習の実施前には各周知用チラシを作成し(校外活動・体験的活動11種類、進路学習4種類の合計15種類を想定)、甲の承諾を得てから、原則、各活動実施日の1か月前までに甲へデータで提出する。なお、いずれもA4規格・カラー両面刷りを想定し、ユニバーサルデザインに配慮した上で支援対象者が親しみやすいイラストや写真を掲載すること。

イ 見学対応

見学の申し込みは甲が受け付け、乙に共有する。乙は、本事業の実施場所である教育支援室に支援対象者及びその保護者が来所した際、事業内容の説明及び見学対応を実施する。

ウ 体験通室の実施

体験通室の申し込みは甲が受け付け、乙に共有する。乙は、体験通室に来た支援対象者に対し、乙の企画による体験プログラムを実施し、対応状況を甲に報告する。

エ 入室の申し込み

甲が受け付け、乙に共有する。

(6) 人員配置

乙は、以下の人員を配置すること。なお、ア、イは兼ねることはできない。

ア 乙は、業務責任者及び副責任者を定め、本業務の実施時間中は、計1名以上を配置しなければならない。業務責任者及び副責任者は、学校等(予備校・塾・家庭教師などを含む)における5年以上の学習指導経験者であること。

イ 乙は、本業務の遂行に適性を有する指導員を、本業務の実施時間中は、3名以上配置しなければならない。指導員は、学校等(予備校・塾・家庭教師など

を含む)における学習指導経験者または教員免許取得者(年度内の取得見込を含む)であること。また、支援対象者と心理的アプローチを通じた信頼関係の醸成を図ること。

6 支援事業の実施方法等(詳細)

(1)「学習支援事業」、「居場所支援事業」の共通事項

ア 乙は、支援対象者の学習支援及び生活習慣や社会性の育成を行い、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにするための学習・居場所支援事業を運営する。特に、「居場所支援事業」を通じたコミュニケーション能力の育成及び自立心を高めるプログラムを策定すること。

イ 乙は、支援対象者及びその保護者と適宜、面談等を行い、支援方法等について共通理解を図る。

ウ 乙は、支援対象者の状況に応じた学習支援を行う。

エ 乙は、学校生活(昼食指導含む)、家庭生活または社会生活への適応性を高めるため、支援対象者向けの企画(教育センター内で実施するレクリエーション活動等)を実施する。ただし、教育センターの外部で実施する場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

オ 乙は、支援対象者の心の安定を図り、人間関係が広がるよう学習支援の他、面談等の支援を適宜行うものとする。

カ 通室の予定管理は甲が行い、乙に通室日前日までに引き継ぐため、乙は、支援対象者の出欠確認を行い、出席を予定していた支援対象者が欠席した場合は、その保護者に連絡し、状況を確認する。

キ 甲は乙との協議及び情報共有のために、次の会議を設ける。

- ・入室会議：甲が入室を決めた支援対象者に関する情報を乙に伝達する。
- ・月例会議：乙が甲に月ごとの活動計画や対応状況等を報告し、支援対象者の支援方法等について協議する。
- ・その他：必要に応じて会議を実施する。

ク 乙は、支援対象者の在籍校及び関係機関との連絡の必要が生じた場合は、あらかじめ甲と協議の上、対応するものとする。

ケ 乙は、毎日業務終了後、学習支援内容及び出席した支援対象者氏名を甲が指定する報告様式に記録し、甲が指定した場所に保管する。

コ 乙は、毎月業務完了後速やかに、各支援対象者についての出席・活動状況報告書及び統計報告を甲へ提出する。ただし、下記(ア)、(イ)の各学期末については、甲が指定した日までに出席・活動状況報告書及び統計報告を提出する。

(ア) 前期：令和9年4月6日～令和9年10月8日

(イ) 後期：令和9年10月12日～令和10年3月24日

なお、学期については、小学校及び中学校共通とする。

サ 乙は、遠足や社会科見学等の校外活動（各回20名程度の参加で、小学生及び中学生の合同の参加を想定）について、年間9回以上実施することとし、校外活動の実施計画を作成して甲と事前に協議したうえで実施するものとする。ただし、上記人数を下回る場合でも、事業を実施すること。

そのうち2回は、東京近郊の博物館・美術館等の見学とする。また、2回は、中野区軽井沢少年自然の家（長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2141）と東京近郊の宿泊施設への宿泊体験とする。なお、中野区軽井沢少年自然の家への宿泊は2回実施することも可能とする。

【博物館・美術館等の見学モデル】

博物館→美術館→史跡

【校外活動の実施計画モデル】

(ア) 2泊3日の行程で、中野区軽井沢少年自然の家へ行き、同施設体育館でのレクリエーションや道中での牧場体験、ハイキング等の実施を想定すること。

※1 想定されるコース例

① 1日目：教育センター→牧場→軽井沢少年自然の家

② 2日目：軽井沢少年自然の家→軽井沢名勝巡り→軽井沢少年自然の家

③ 3日目：軽井沢少年自然の家→旧軽井沢散策→教育センター

※2 支援対象者及び乙の従事者の施設入場料及び施設使用料、食事代、バス使用料は乙の負担とする。軽井沢少年自然の家の宿泊費については、甲の負担とする。また、軽井沢少年自然の家以外の施設に宿泊する場合に発生する宿泊費については、乙の負担とする。なお、軽井沢少年自然の家における1回あたりの食事代（目安）は下記のとおり。

朝食：850円、昼食：650円、夕食：1,100円

(イ) 1泊2日もしくは2泊3日の行程で、東京近郊の宿泊施設へ行き、レクリエーションや自然体験活動の実施を想定する。

※1 想定されるコース例

① 1日目：教育センター→動物園→東京近郊の宿泊施設

② 2日目：東京近郊の宿泊施設→都内見学→東京近郊の宿泊施設

③ 3日目：東京近郊の宿泊施設→都内見学→教育センター

※2 支援対象者及び乙の従事者の施設入場料及び施設使用料、食事代、バス使用料、宿泊費は乙の負担とする。

シ 乙は、保護者会の開催やお便りの発行などを通じて、保護者への適切な情報提供を年10回程度行う（保護者へのお便りは、データ送付により行うこと）。

また、保護者同士の交流の場を年２回程度設けることとする。

ス 乙は、保護者へ向けた家庭内での悩み事や支援対象者の進路等を相談できる支援体制を構築すること。

セ 乙は、支援対象者がドリル教材と動画教材を利用してできるよう、在籍校で使用している学習支援アプリを活用すること。在籍校が学習支援アプリを使用していない場合、乙は必要に応じて、東京都の「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業」で利用している学習支援アプリを調達すること（１０名程度を想定）。また、バーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用した、支援対象者のコミュニケーション能力を育成できるプログラムの作成や心身の安定につながるカウンセリングを実施すること。

（２）学習支援事業（中学生向け）

ア 主に学習支援アプリを用いて支援対象者が自習形式で学習し、乙が適宜助言や指導をする「個人学習」型を基本とする。なお、場合により、小集団等の学習支援を行うことができる。

イ 乙の指導員は、支援対象者１０名に対し１名配置を目安とする。

ウ 乙が行う学習支援の教科及び１週間のコマ数等は、以下のとおりとする（１コマあたり３０～４５分で、１日あたり５～６コマを想定）。なお、実際の支援対象者の状況に応じて調整するものとする。

教科	国語	社会	数学	理科	英語
コマ数／週	３	２	３	２	３
上記以外	グループ学習	選択学習 （下記エ）	個別学習 （下記オ）	体験学習 （下記カ）	進路学習 （下記キ）
コマ数／週	４	４	４	４	１

エ 選択学習

支援対象者個人が学習したい内容（ハンドメイド、イラスト、ダンス、音楽、演劇等を想定）を選択する（各選択学習開始前に支援対象者の希望を聴取し、学習の準備をする）。なお、選択学習の内容が支援対象者間で重複した場合は、小学生及び中学生合同で実施できるものとする。また、教材等は乙が用意する。

オ 個別学習

生徒が国語や社会等の教科から選択して学習する。教材については、支援対象者が用意したもの、または乙が用意したものを使用する。

カ 体験学習

乙は、スポーツ（卓球等）やｅスポーツ、その他ゲーム的要素を取り入れたコミュニケーション活動その他、支援対象者が興味を持ち参加しやすい体験学

習を実施する。

なお、活動のため甲が貸出する物品は、下記のとおり。これら以外で体験学習に必要な物品は、甲乙で協議する。

- ①卓球台（ラケット及びピンポン玉含む） 1 台
- ②ボードゲーム 1 個
- ③トランプ 1 個

キ 進路学習

乙は、主として中学校3年生を対象として、中学卒業後の進路選択に向けた進路学習を週1コマ以上実施する。

その際、小集団で実施する学習支援のほかに、学習支援終了から午後4時までの時間または学習支援を実施しない期間には、個別または小集団で支援対象者の希望や必要に応じた進路学習を実施する。特に、例年多くの支援対象者が受検を希望する都立チャレンジスクールについては、都立高校の願書提出日や受検日等の具体的な情報にあわせた進路学習を実施する。

小集団や個別の進路学習を実施する場合には、あらかじめ甲と実施内容を協議し、実施後速やかに進路学習対象者ごとに進路学習内容を記録し、指定場所に保管する。

また、乙は、不登校生徒の進学先として選択されることの多い都立チャレンジスクール、単位制高等学校、定時制高等学校、通信制高等学校、私立のサポート校などに関する情報を収集し、支援対象者及び保護者に提供する。

ク 乙は、4月中旬までに学習プログラム（任意様式）及び進路学習プログラム（任意様式）を提出する。

（3）学習支援事業（小学生向け）

ア 支援対象者が自習形式で学習し、適宜助言や指導をする「個人学習」型を基本とする。なお、場合により、小集団等の学習支援を行うことができる。

イ 乙の指導員は、支援対象者10名に対し1名配置を目安とする。

ウ 乙は、前号「（2）学習支援事業（中学生向け）ウ」の時間割をベースに、小学生に必要な授業を組み立てて、学習支援を実施する（1日あたり4～5コマを想定。）。状況により30～45分間継続しての学習が困難な場合は、適宜時間配分を行うことができる。

エ 選択学習、個別学習及び体験学習については中学生向けの内容に準じて実施する。

オ 乙は、4月中旬までに学習プログラム（任意様式）を提出するものとする。

カ 乙は、主として小学校6年生を対象として、小学校卒業後を見据えた進路相談を適宜、実施する。

(4) 居場所支援事業（小学生及び中学生向け）

ア 乙は、体験活動（ボードゲーム等）を取り入れた支援を実施し、支援対象者の生活習慣、学習習慣の形成及び社会性の育成を行い、進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにするための居場所を運営する。

なお、以下の点に留意して運営し、必要に応じ地域や関係機関と協同して、支援対象者の実態に沿った内容となるよう工夫する。

(ア) 支援対象者に寄り添い、支援対象者が学習支援や居場所支援を利用する契機とすること。

(イ) 支援対象者にとって、課題解決や社会参加、自立に繋がること。

(ウ) 支援対象者にとって、安心して参加することができること。

イ 乙は、委託開始時に年間の行事計画（任意様式）を甲に提出し、承諾を得るものとする。なお、体験活動については、実施予定の体験活動の計画段階で、甲と協議の上、実施する。

実施時間及び対象者数は、下記のとおり（小学生及び中学生共通）。

(ア) 実施時間 1コマ30～45分を想定。

(イ) 対象者 1日あたり小学生20名、中学生20名を想定。

ウ 乙は、支援対象者が安心して適切に利用できるよう、工夫するものとする。

エ 乙は、個々の支援対象者の状況に応じて、学習支援への参加等を適宜促す等のサポートを行う。

オ 乙は、支援対象者の在籍校及び関係機関との連絡の必要が生じた場合は、あらかじめ甲と協議の上、実施するものとする。

7 施設の使用及び維持管理

(1) 施設の利用にあたっては、消防法等の法令を遵守する。

(2) 乙は、施設の施錠等、維持や管理を適切に行う。

(3) 乙は、甲の許可なく履行場所の設備に対して原状復帰が困難となるような改変を加えてはならない。また、乙の過失により損害が発生した場合、甲は、その賠償を乙に求めることができる。

(4) 乙が使用するエリアに甲の職員（5名程度）が事務処理等を行うためのスペースを確保すること。また、当該施設で、甲の職員が事務処理や支援対象者への支援等を行う必要が生じた場合は、事業に支障のない範囲で、施設スペース（別添1赤枠内）を利用させ、プリンターなどの事務用品についても可能な範囲で利用させること。

(5) 乙は、履行場所の清掃を日常的に行い、環境美化に努めること。なお、ゴミ出しについては、履行場所で定める分類方法を遵守すること。

8 賠償責任保険等への加入

乙は、次に掲げる事項等に対処するため、必要な範囲において賠償責任保険等に加
入する。

- (1) 乙の管理下で生じた事故
- (2) 乙の管理下において、支援対象者が他の支援対象者や第三者に損害を与えた場
合
- (3) 乙の委託業務遂行により、支援対象者とその保護者及び第三者に損害を与えた
場合

9 苦情対応

本委託業務に関して保護者等からの苦情、トラブルが発生した場合には、速やかに
甲へ報告・協議の上、乙の責任で適切に対応すること

10 研修

乙は、本件委託業務の円滑な履行を図るため、従事者に対し、必要な研修を実施す
るものとする。

11 本業務委託費に含まれる費用

- (1) 業務責任者、副責任者及び指導員等の人件費
- (2) 指導員等に対する研修費
- (3) 学習支援に必要な教材・文具費等
- (4) 校外活動に必要な費用
- (5) 業務管理に必要な費用
- (6) 日常の清掃・施設維持、ごみ処理等に伴う費用
- (7) 学習支援アプリの導入に伴う費用

※ 上記にない項目については、必要に応じて甲乙協議の上、決定する。

12 本業務委託費に含まれない費用（甲が負担するもの）

- (1) 教育センターの施設使用料及び光熱水費
- (2) 学習支援に必要な物品（机45台・椅子65台・棚10個・卓球台1台・ボー
ドゲーム1個・トランプ1個など）
- (3) プリンター（スキャナー・ファックス複合機）1台及び事業用パソコン4台
- (4) 固定電話の通信費等費用
- (5) 校外学習時の軽井沢少年自然の家における宿泊代
- (6) 学習支援事業において支援対象者が使用するタブレット端末

※ 上記にない項目については、必要に応じて甲乙協議の上、決定する。

1 3 費用の徴収

乙は業務の実施にあたり、支援対象者から利用料等の費用を徴収することはできない。

1 4 支払方法

毎月末日以降、検査合格の後、正当な請求のあった日から30日以内に当該月分を支払う。

1 5 再委託の禁止

乙は、この契約に係る履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情により再委託する必要があると認められた場合は、あらかじめ区の承認を得ること。

1 6 情報資産の保護・秘密保持

区から受託した業務の実施上知り得た個人情報及びその他機密情報の取扱いについては、別添2「情報資産を取り扱う業務委託契約事項」によること。

1 7 情報システムに関する安全対策

本仕様の履行にあたっての情報システムの安全対策については、別添3「情報システムに関する業務委託契約事項」によること。セキュリティを確保するため、保守サポート期限切れの基盤、ソフトウェアライブラリ等の利用を行わないこと。セキュリティ面で脅威を与える可能性がある機器等を用いないこと。

1 8 服務規程

乙は、本業務が公的教育機関での業務であることを踏まえ、適切な勤務態度・服装の徹底、守秘義務の徹底、信用失墜行為の禁止、支援対象者及び保護者との個人的な連絡先交換の禁止、体罰・暴言・わいせつ行為の禁止等について、従事者に対し指導徹底すること。また、児童生徒に関するわいせつ等の不適切な事由により過去に解雇あるいは懲戒処分をされたことがある者を、本業務に従事させることはできない。

1 9 事故の対応

(1) 乙は、次の項目に該当するときは、可能な限り応急措置を行い、直ちに甲へ報告をしなければならない。

ア 業務中に事故があったとき

イ 支援対象者が自宅または学校と履行場所との往復途上で事故に遭ったことを知ったとき

ウ 非常災害その他の事故により、委託業務の執行が困難となったとき

エ 前各号のほか業務執行、管理に支障をきたす事態が発生したとき

(2) 乙は、非常災害その他の事故への対応マニュアルを作成し、甲に令和9年5月29日までに提出するとともに、災害・事故等が生じた際には、対応マニュアルに則るほか、その状況に応じた適切な対応をとること。また、乙は自衛消防訓練計画をもとに、必要な訓練を実施すること。

20 業務の引継ぎ

乙は、委託契約期間満了後、本事業を受託しない場合、または契約期間中に契約を解除する場合、次に事業を受託し運営する事業者が支障なく事業を開始できるよう、引継ぎに協力すること。

21 その他

(1) 乙は、関係書類を乙の事務所に備え付け、常時記録を保管し、甲の求めに応じて提出するものとする。

(2) 乙は、当事業が相談業務を実施することを踏まえ、相談内容の守秘義務について徹底すること。また、乙は、不登校という課題や悩みを抱えた支援対象者及びその保護者に対し、「公的教育機関の実施事業に従事する」という強い自覚を持って、支援にあたること。

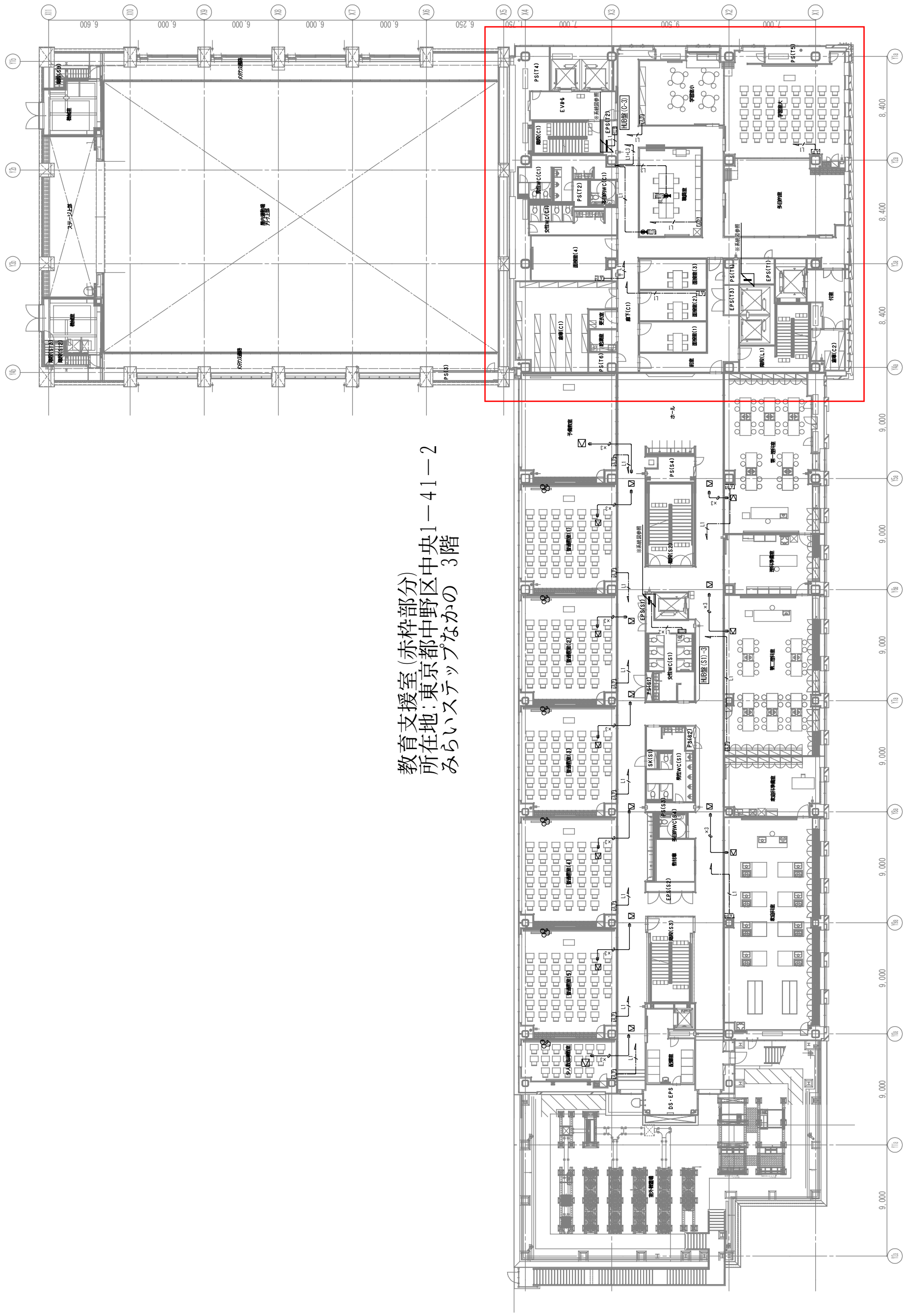
(3) ①本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

②区が取り組みを進めている電気自動車等の導入の趣旨に基づき、環境負荷の少ない自動車(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車)の利用に努めること。

(4) 本契約の履行に当たっては、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。

- (5) 本契約の履行に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第2条第1項に規定する環境物品等の調達に努めること。
- (6) 労働基準法、労働安全衛生法などの労働関係法規を遵守するとともに、学校教育法や教育基本法、こども基本法その他業務に関係ある法令、条例及び規則等を遵守のうえ、必要な措置を講ずること。
- (7) 本件委託事業の遂行上の疑義、及び、この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定する。

別添 1



教育支援室(赤枠部分)
所在地: 東京都中野区中央1-41-2
みらいステップなかの 3階

3階平面図

情報資産を取り扱う業務委託契約事項

1 情報セキュリティ体制の整備

以下を整備し、区へ関係する文書を提出すること。

- (1) 受託者は、区に対して本契約の履行に関しての責任者、監督者及び作業従事者の名簿を届け出ること。
区が作業従事者に身分証明書の提示を求めた際は、速やかに提示ができるようにすること。
- (2) 受託者は、情報セキュリティ事故等発生時の連絡体制、対応方法（対処手順、責任分界点、対処体制等）について明示すること。
- (3) 区の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守すること。
- (4) 受託者は、作業従事者に対し情報セキュリティ対策について教育を行うこと。区が求めた場合は、教育の記録を提示すること。
- (5) 受託者は、区と協議のうえ、作業従事者ごとの作業場所、業務、情報資産等のアクセス制限を定めること。
- (6) 受託者は、第三者が提供するサービスを利用している場合、サービスレベルの達成状況及びセキュリティ上の要求事項が適切に実行されていることを監査または検査などで確認し、区に報告すること。
- (7) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を取り決めること。

2 情報資産の取り扱い

(1) 取り扱い

受託者は、区が決定した情報資産の分類に基づき、区と同様に情報資産の取り扱いを行うこと。

ア 情報資産の漏えい、紛失、改ざん及び破損を防止すること。

イ 業務上必要のない情報資産を作成しないこと。

ウ 情報資産を必要以上に複製及び配布しないこと。

エ 業務以外の目的に情報資産を利用しないこと。

オ 区が決定した情報資産分類の価値が高い情報資産は、施錠できる場所での保管又はアクセス制御を行うなど、許可されていないものに対して、情報資産を使用不可又は非公開にする措置を講じること。その他の情報資産は、必要に応じて施錠できる場所での保管又はアクセス制御を行うなど、許可されていないものに対して、情報資産を使用不可又は非公開にする措置を講じること。

カ 個人情報漏えい防止のための技術的安全管理措置を講じること。

(2) 搬出入

受託者は、区が提供した情報資産の搬出入が必要な時には、事前に区の承認を得ること。また、情報資産の暗号化等の技術を活用し、盗難、不正コピー等の防止を厳重に実施すること。

(3) 記録

区が提供した情報資産の内容及び交換・持ち出し等の履歴に関しては記録すること。

(4) 記録媒体の制限

受託者は、区が提供した情報資産の不正な持ち出しや不適切な情報の混入を防止するため、業務に使用する記録媒体を制限すること。

(5) 区が提供した情報資産の返還・廃棄

受託者は、区が提供した情報資産等について本契約終了後、速やかに区に返却するか、消去又は廃棄してその旨を書面で報告すること。

(6) 記録媒体等の修理・廃棄

受託者は、区が提供した情報資産が含まれる記録媒体を有する機器を修理・廃棄する必要がある場合は、事前に内容を消去できる場合を除き修理又は廃棄事業者と機密保持義務を設けるとともに、廃棄時は情報資産の磁気破壊装置や消去専用ソフトによる消去、または物理的破壊等を行い、その旨を書面で報告すること。

(7) 情報機器の持ち込み

受託者は、業務履行のため受託者が所有する業務用パソコン等の情報機器を区の機密区域及び業務区域に持ち込む必要がある場合は、文書をもって区の承認を受けること。また、持ち込み機器を区の機器もしくはネットワークと接続する必要がある場合については、区の情報セキュリティ対策に準じた対策を図り、その対策内容を提出して承認を得ること。

3 守秘義務

受託者は、本契約に基づき業務上知り得た情報について、第三者に開示・提供・漏えいしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。

4 区による監査・検査

区が、受託者に対して本契約内容における情報セキュリティ対策が遵守されていることを確認するため、必要に応じて情報セキュリティ監査又は検査を行う際に、受託者は、区の情報セキュリティ監査又は検査が円滑に遂行できるよう協力すること。

5 情報セキュリティインシデント発生時の対応

受託者は、個人情報の漏えい、紛失、盗難、誤送信等の事故が発生し、又はそれらの疑いがあるときは、適切な措置を取るとともに、至急、区に報告すること。また、区が情報セキュリティインシデントについて公表する際は協力すること。

なお、事前に情報セキュリティインシデントの状況を追跡する仕組みも構築しておくこと。

情報システムに関する業務委託契約事項

1 操作手順

情報システム等の操作手順は文書化し、最新の状態を維持すること。また、その手順は、必要とする全ての利用者に対して利用可能とすること。

2 不正プログラム対策

- (1) 受託者は、利用するパソコンやサーバ等に不正プログラム対策ソフトウェアの最新バージョン及び定義ファイルを維持管理し、不正プログラムを検出する措置を行うこと。不正プログラムが検知された場合は速やかに検知された不正プログラムは自動的に隔離し駆除するとともに、区に報告すること。またネットワークから遮断し、改ざんが確認された場合は、区と相談の上、正しい内容に復元すること。
- (2) インターネットに接続している情報システムでは、不正な攻撃を防止するための検知機能を有すること。
- (3) クラウドサービスを提供する場合は、不正プログラムへの対策(必要なポート、プロトコル及びサービスだけを有効とすることやマルウェア対策及びログ取得等の実施)の確認と定期的な報告をすること。

3 脆弱性対策

- (1) 受託者は、本契約の履行に際し、開発、運用、保守の際の情報セキュリティ上問題となりうる機器およびソフトウェアを使用しないこと。
- (2) 受託者は、情報システムの脆弱性を突いて行われる攻撃等のリスクについて常に情報収集を行い、業務の重要度に応じた情報セキュリティ対策を提示し、実施すること。
- (3) 受託者は、システム障害を未然に防止するための措置、障害発生を早期発見するための措置及び障害発生時の拡大防止や迅速復旧のための措置について、業務の重要度に応じた対策を明示すること。
- (4) ウェブアプリケーションではセキュリティを考慮した実装を行い、特にインターネットに接続する情報システムでは、「脆弱性一覧」を参考に脆弱性に対応すること。
- (5) 業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用しないこと。
- (6) 利用するクラウドサービスに影響し得る技術的脆弱性の管理内容、区の業務に対する影響や保有するデータへの影響、技術的脆弱性に対する脆弱性管理の手順について、区に報告すること。

4 構成管理

- (1) 情報システムを構成するハードウェアやソフトウェアの名称と版数を明らかにし、区に提示すること。
- (2) 情報セキュリティ対策を実施するために必要となる項目等で修正又は変更等が発生した

場合、関連文書を更新し、区に報告すること。

(3)利用するクラウドサービスの使用において必要な監視機能を適切に実施し、業務継続の上で必要となる容量・能力を予測し業務が維持できるようにすること。

上記により、構成に変更があった場合も適宜報告すること。

5 ネットワークセキュリティ

(1)機密性の高い情報資産をインターネットに接続しているサーバ等の公開領域に保管しないこと。また、データベースサーバ等は、ファイアウォール等でインターネットと分離されたセグメントに設置すること。

(2)受託者は、情報システムの利用中に一定の使用中断時間が経過したときには、そのセッションを遮断する機能を提供すること。

(3)受託者は、情報システムの認証方法(ID、パスワード、ICカード、認証鍵等)を区に提供すること。

(4)受託者は、特定の場所又は装置からの接続を認証する手段として、自動の識別装置を必要に応じて導入すること。

(5)インターネットを利用する情報システムでは、業務の重要度に応じて、https、VPN等により暗号化を行い、通信路での盗聴及び改ざんから保護する。また不要な通信はファイアウォール等により遮断すること。

6 情報システムのログや記録

ログオンやログアウトなどの利用者の活動状況や外部からの非定常的なアクセス等のセキュリティ事象を監視・記録し、区の求めに応じて提供すること。また、ログ等の記録は、改ざん防止等の適切な手段により保護すること。

7 時刻の同期

全ての情報システム内の時刻は、正確な時刻源と同期させること。

8 情報システム停止等

情報システムを停止する場合や運用制限がある場合は、区の了承を得ること。

9 変更管理

受託者が調達・管理する情報処理設備及び情報システムの変更において、区に影響を及ぼすものは、事前に区と協議を行うこと。また、情報システムの変更が行われた際には変更履歴を区に明示すること。約款による利用については、この限りでない。

10 データベース管理

委託先が調達・管理する情報システムにおいては、区に割り当てられる容量・能力の限界値を開示すること。また、区から要請があった場合は、資源の利用率などを明示すること。約款に

よる利用については、この限りでない。

11 ソースコード管理

- (1) ソースコードが不正に変更・消去されることを防ぐために、ソースコードの管理を適切に行うこと。
- (2) ソースコードを納入する場合は、区の本番環境以外の開発環境等に導入し、管理すること。また、その管理手順を区に提示し、区の承認を得ること。

12 品質管理

情報システムの開発工程において、区の意図しない変更が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。

13 バックアップ

業務継続に支障が発生する恐れのあるデータは、定期的にバックアップをとること。その際に個人情報等の機密性の高い情報資産の保護を行うこと。また、区がバックアップ手順を策定する場合は情報を提供すること。

14 アクセス制御

- (1) 受託者は、情報システムのアクセス制御を適切に行うこと。また、区がアクセス制御等の状況を確認できるようにすること。
- (2) 区が定めた情報セキュリティポリシーにおけるアクセス制御(パスワードや認証情報を含む)に関する事項が、実現できるようにすること。
- (3) クラウドサービスを利用する際に、受託者に管理権限が与えられた場合、多要素認証を用いて認証した上で、クラウドサービスにアクセスすること。
- (4) 不正アクセス対策として、ユーティリティプログラムについてはクラウドサービスのシステムやアプリケーション設定を変更するものは原則として使用を禁止する。これらのうち、利用が必須なものは情報セキュリティの責任者の承認を取得し、利用を管理した上で使用すること。

15 開発及び運用

- (1) 開発及び運用において、運用環境とテスト環境を分離する。運用内容を変更する際には、テスト実施及び検証結果を事前に区へ報告し、確認を得ること。
- (2) 受託者は、情報システムの変更を行う際には、変更履歴を区に明示すること。
- (3) 受託者は、情報システムの利用環境に変更が生じる場合は、あらかじめ区に通知し、了承を得ること。

16 情報セキュリティ

- (1) 情報セキュリティの観点から必要な試験がある場合には、試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。

(2)情報セキュリティの観点から実施した試験の実施記録を保存すること。

17 インシデント対応準備

クラウドサービス利用における重大なインシデントに繋がるおそれのある以下の重要な操作に関して、手順化すること。

(ア)サーバ、ネットワーク、ストレージなどの仮想化されたデバイスのインストール、変更及び削除

(イ)クラウドサービス利用の終了手順

(ウ)バックアップ及び復旧

18 クラウドサービス利用時の責任分界点について

デジタル庁提供の「ガバメントクラウド手続き概要(全編)」(2023/09/22 公開)の「3.5 責任分界点」に記載の図を参考に責任分界点(説明責任範囲も同様)を明確にし、区に提示すること。

19 テストデータの管理

テストをする際は、実施及び検証のテストデータに、個人情報及び一般に公表することを前提としていない情報資産の实在データが含まれていないようにすること。個人情報及び一般に公表することを前提としていない情報資産の实在データが含まれている場合は、区が管理する区域内にテスト環境をつくり、都度許可を得ること。また、テストの完了後は、適切に削除すること。

20 入退域管理

受託者は、運用、機器の搬出入で区のサーバ室等機密区域へ入退域する場合は、入退域管理簿の記入等、区の定めた手順に従うこと。定期的に入退域しなければならない受託者は作業従事者ごとに担当する作業内容を明記した名簿を提出すること。

21 監視

データセンター等機密性及び完全性の高い情報資産を保管する場所では、カメラ監視や入退出管理等による不審者の監視が可能な状態にすること。

脆弱性一覧

本システムに混入しないよう対処を求める主な脆弱性は次のとおり。

<参考>「脆弱性名称の定義に関する参照先」

(1)IPA『安全なウェブサイトの作り方 2021年3月改訂』

(2)CWE - Common Weakness Enumeration

(3)IPA『ウェブ健康診断仕様』

No	脆弱性名称	
1	SQL インジェクション	
2	OS コマンド・インジェクション	
3	ディレクトリ・トラバーサル脆弱性	
4	「ログイン機能」の不備	推測可能なセッション ID
		URL 埋め込みのセッション ID の外部への漏えい
		クッキーのセキュア属性不備
		セッション ID の固定化
5	クロスサイト・スクリプティング(XSS)	
6	利用者の意図に反した実行の防止機能の不備	クロスサイト・リクエスト・フォージェリ(CSRF)
		クリックジャッキング
7	メールヘッダ・インジェクション脆弱性	
8	「アクセス制御」と「認可処理」の不備	アクセス制御
		認可処理
9	HTTP ヘッダ・インジェクション	
10	eval インジェクション	
11	競合状態の脆弱性	
12	意図しないファイル公開	
13	アップロードファイルによるサーバ側スクリプト実行	
14	秘密情報表示時のキャッシュ不停止	
15	オープンリダイレクタ脆弱性(意図しないリダイレクト)	
16	クローラへの耐性	